

保険料基準段階の変更について

資料 2-4

■変更の内容

今回、国では、下記のとおり標準の保険料段階表の改正を予定しています。

◆国の標準保険料段階表の改正案

対 象 者	【第 8 期計画】	
	所得段階	保険料率
・生活保護被保険者・老齢福祉年金受給者・「課税年金収入額」(※1)と「その他の合計所得金額」(※3)の合計が 80 万円以下の方	第 1 段階	×0.30 ※軽減後
「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	第 2 段階	×0.50 ※軽減後
「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 120 万円を超える方	第 3 段階	×0.70 ※軽減後
本人非課税で、本人の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 80 万円以下の方	第 4 段階	×0.90
本人非課税で、本人の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 80 万円を超える方	第 5 段階 (基準段階)	×1.00
本人課税で、合計所得金額(※2)が 120 万円未満の方	第 6 段階	×1.20
本人課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	第 7 段階	×1.30
本人課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	第 8 段階	×1.50
本人課税で、合計所得金額が 320 万円以上	第 9 段階	×1.70



対 象 者	【第 9 期計画】	
	所得段階	保険料率
・生活保護被保険者・老齢福祉年金受給者・「課税年金収入額」(※1)と「その他の合計所得金額」(※3)の合計が 80 万円以下の方	第 1 段階	×0.30 ※軽減後
「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	第 2 段階	×0.50 ※軽減後
「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 120 万円を超える方	第 3 段階	×0.70 ※軽減後
本人非課税で、本人の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 80 万円以下の方	第 4 段階	×0.90
本人非課税で、本人の「課税年金収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が 80 万円を超える方	第 5 段階 (基準段階)	×1.00
本人課税で、合計所得金額(※2)が 120 万円未満の方	第 6 段階	×1.20
本人課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	第 7 段階	×1.30
本人課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	第 8 段階	×1.50
本人課税で、合計所得金額が 320 万円以上 410 万円未満の方	第 9 段階	×1.70
本人課税で、合計所得金額が 410 万円以上 500 万円未満の方	第 10 段階	×1.90 (予定)
本人課税で、合計所得金額が 500 万円以上 590 万円未満の方	第 11 段階	×2.10 (予定)
本人課税で、合計所得金額が 590 万円以上 680 万円未満の方	第 12 段階	×2.30 (予定)
本人課税で、合計所得金額が 680 万円以上	第 13 段階	×2.40 (予定)

◆中津川市の 8 期保険料段階表と国の 9 期標準保険料段階表（案）の比較

対 象 者	中津川市 【第 8 期計画】	
	所得段階	保険料率
・生活保護被保険者・老 齢福祉年金受給者・「課 税年金収入額」(※1)と 「その他の合計所得金 額」(※3)の合計が 80 万 円以下の方	第 1 段階	×0.30 ※軽減後
「課税年金収入額」と「そ の他の合計所得金額」の 合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	第 2 段階	×0.50 ※軽減後
「課税年金収入額」と「そ の他の合計所得金額」の 合計が 120 万円を超える 方	第 3 段階	×0.70 ※軽減後
本人非課税で、本人の 「課税年金収入額」と「そ の他の合計所得金額」の 合計が 80 万円以下の方	第 4 段階	×0.90
本人非課税で、本人の 「課税年金収入額」と「そ の他の合計所得金額」の 合計が 80 万円を超える 方	第 5 段階 (基準段階)	×1.00
本人課税で、合計所得 金額(※2)が 120 万円 未満の方	第 6 段階	×1.20
本人課税で、合計所得 金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	第 7 段階	×1.30
本人課税で、合計所得 金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	第 8 段階	×1.50
本人課税で、合計所得 金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	第 9 段階	×1.70
本人課税で、合計所得 金額が 400 万円以上 600 万円未満の方	第 10 段階	×1.80
本人課税で、合計所得 金額が 600 万円以上 800 万円未満の方	第 11 段階	×1.90
本人課税で、合計所得 金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の方	第 12 段階	×2.00
本人課税で、合計所得 金額が 1,000 万円以上	第 13 段階	×2.10

対 象 者	国の標準 【第 9 期計画】	
	所得段階	保険料率
・生活保護被保険者・老 齢福祉年金受給者・「課 税年金収入額」(※1)と 「その他の合計所得金 額」(※3)の合計が 80 万 円以下の方	第 1 段階	×0.30 ※軽減後
「課税年金収入額」と「そ の他の合計所得金額」の 合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	第 2 段階	×0.50 ※軽減後
「課税年金収入額」と「そ の他の合計所得金額」の 合計が 120 万円 を超える方	第 3 段階	×0.70 ※軽減後
本人非課税で、本人の 「課税年金収入額」と 「その他の合計所得金 額」の合計が 80 万円以 下の方	第 4 段階	×0.90
本人非課税で、本人の 「課税年金収入額」と 「その他の合計所得金 額」の合計が 80 万円を 超える方	第 5 段階 (基準段階)	×1.00
本人課税で、合計所得 金額(※2)が 120 万円 未満の方	第 6 段階	×1.20
本人課税で、合計所得 金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	第 7 段階	×1.30
本人課税で、合計所得 金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	第 8 段階	×1.50
本人課税で、合計所得 金額が 320 万円以上 410 万円未満の方	第 9 段階	×1.70
本人課税で、合計所得 金額が 410 万円以上 500 万円未満の方	第 10 段階	×1.90 (予定)
本人課税で、合計所得 金額が 500 万円以上 590 万円未満の方	第 11 段階	×2.10 (予定)
本人課税で、合計所得 金額が 590 万円以上 680 万円未満の方	第 12 段階	×2.30 (予定)
本人課税で、合計所得 金額が 680 万円以上	第 13 段階	×2.40 (予定)

※7期計画と 8 期計画に於いて、当市では国の示す標準よりも高所得者の方の負担を増やし、低所得者の保険料の負担に配慮してきた。

※国が保険料段階表を改正すると、当市は、国の標準よりも、低所得の保険料負担への配慮が少なくなる。

※今回の改正では、高所得者への負担増が大きいため、7 期や 8 期のように国の標準よりも過大に低所得者の保険料の負担に配慮することは困難であるが、国の標準なみには、配慮する必要があると思われる。